

青森大学「障がい学生支援ガイドライン」

令和 5 年10月25日 制定

1. 趣旨

このガイドラインは、「青森大学における学生支援の方針-障がい学生支援の方針（令和 5 年 9 月 30 日制定）」に基づき、学生に平等と公平な学修機会の提供を目指すものです。障がいの有無にかかわらず、学生が共に学びやすい環境等の提供に努め、関連法規の遵守など多様な学生のニーズを尊重するインクルーシブな教育を目指します。個々の状態や障がいの特性に応じ、適宜改善する姿勢で取り組みます。

2. 支援の対象となる学生の範囲

支援の対象となる学生は、本学への入学を志願する者及び在学する学部生・留学生・研究生・科目等履修生であって、本人が支援を受けることを希望し、かつ原則として障害者手帳や医師の診断書等の根拠となる資料を有する者とする。

上記以外でも、学生相談・特別支援センターもしくは学生課、保健室、当該学生が所属する学部・学科の判断により支援が必要であると認めた場合は、学生相談・特別支援センターの議を経て本人の同意のもとに支援の対象とする。

3. 支援の範囲

支援の範囲は、文部科学省『障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』による「合理的配慮※1の基本的な考え方」に則し、大学の事業に関する以下の範囲とする。

※1 「障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（障害者権利条約第 2 条）

- ・入試における合理的配慮
- ・講義・実験・実習・研究活動・学校行事等における修学上の合理的配慮
- ・キャリア支援における合理的配慮

障がいはその特性、種類、程度、進行などがさまざまであることから、障がいのある学生にとって必要となる支援の内容と大学が対応可能な支援等について話し合い、支援の範囲・内容（「合理的配慮」の提供として行う支援）を決定する。

本学における「合理的配慮」とは、「障がいのある学生が、他の学生との平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するための必要かつ適当な変更・調整であって、本学において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とする。

(1) 大学入試センター試験における合理的配慮

入試課及び関係機関等と連携し必要な支援を行う。

(2)講義・実験・実習・研究活動・学校行事における修学上の合理的配慮

修学上の合理的配慮は、学生本人のニーズをふまえ、学生相談・特別支援センター・所属学部学科・学生課、教務課等の関係部局により検討し、当該学生との同意の下に個々に決定する。障がい種別ごとの支援の具体例は以下のとおり。

	支援内容の例	定期試験での配慮の例
視覚障がい	☐ 学内移動の補助 ☐ 個人ロッカーの貸出 ☐ 筆記代行（ポイントテイク1名配置） ☐ 座席指定がある場合に前方の座席への指定 ☐ 拡大鏡（ルーペ）や単眼鏡等の持ち込みの許可 ☐ 復習のための IC レコーダーでの録音 ☐ 配布資料等の拡大（字体、ポイント数指定） ☐ 授業時間内に提出が困難な課題の事後提出	☐ 点字解答、口述解答 ☐ 答案用紙の拡大 ☐ 拡大鏡等の持参使用 ☐ 窓側の明るい座席を指定
聴覚障がい 身体障がい	☐ 情報保障（ノートテイク・パソコンテイク・手話通訳・UD トーク、ロジャーマイクの貸出） ☐ VTR や DVD などの視覚教材提示の際の字幕 ☐ 重要な連絡事項の板書またはプリント配布 ☐ パワーポイントを使用した際の、スライドの配布 ☐ 質問などをする場合の筆談 ☐ 災害時にメールによる災害の発生及び避難連絡（配慮申請した者へ）	☐ 試験室を別室に設定 ☐ トイレに近い試験室での受験 ☐ 筆記が困難な場合にパソコンや口述筆記による解答 ☐ 車椅子、杖の使用 ☐ 試験時間の延長（1.5 倍）
病弱	☐ 構内での駐車スペースの確保 ☐ 座席指定がある場合、ニーズに合わせた座席の変更 ☐ 医療器具の持ち込みの許可	☐ 試験室を別室に設定 ☐ 杖の使用
発達障がい	☐ 座席指定がある場合、ニーズに合わせた座席の変更 ☐ 復習のための IC レコーダーでの録音の許可 ☐ 重要な連絡事項の板書又はプリント配布 ☐ 静かな空間の利用許可 ☐ 障がい特性に応じ、具体的な言葉・文書による伝達	☐ 試験時間の延長（1.5 倍） ☐ 答案用紙の拡大 ☐ 注意事項等の文書による伝達 ☐ 試験範囲の伝達
その他	☐ 座席指定がある場合、ニーズに合わせた座席の変更 ☐ 静かな空間の利用許可	☐ トイレに近い試験室での受験 ☐ 出入口の近いところに座席指定

(3)キャリア支援における合理的配慮

キャリア支援課及び外部支援機関と連携し必要な支援を行う。

4. 支援の範囲に含まれない内容

(1)教育の目的・内容・評価の本質的な変更を伴うもの

①試験やレポート課題の免除、単位認定基準や卒業要件の緩和など

※2 文部科学省「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針、同「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）を根拠とする

②研究教育機関である大学教育における各科目の授業は、各教員の研究領域の専門的知見に基づく知識及びスキルの修得であり、科目により、その授業の進め方、教授方法・進め方、授業スタイル、授業内容、レベル、評価基準等はそれぞれ異なるため、これらは支援の範囲には含まない。

(2)過重な負担をともしなうもの

文部科学省『障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』の「過重な負担の基本的考え方」に則し、財政面・体制面等で「過度な負担」がかかると判断されたものは支援の範囲に含めない。なお判断の要素 ※3 は以下のとおり。

①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

③費用・負担の程度

④事務・事業規模

⑤財政・財務状況

※3 文部科学省「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」

(3)大学の事業には付随しない個別的な生活に関するもの

排泄・食事の身体介助、日常生活の支援、アルバイト・学外サークル・習いごとなど大学の教育に属さない活動に関する支援など。

(4)学生相談・特別支援センター以外の部門で対応すべき事項

一般的な修学に関する事柄、ハラスメントに関する事柄、対人関係に係る事象、人間関係のトラブルに関する事象、心身の不調などの関する事象は、教務課、学生課、ハラスメント防止対策委員会、学生課、保健室など適切な部署を照会する。

5. 附則

本ガイドラインは、令和5年10月25日から施行する。